

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月20日
【ファンド名】	UBS 豪ドル・ボンド・インカム (UBS AUD Bond Income)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 鈴木 惣太
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り 287-289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

UBS 豪ドル・ボンド・インカム(UBS AUD Bond Income)(以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」といいます。)および受託会社であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)(以下「受託会社」といいます。)は、平成29年7月19日付でファンドの早期償還を決議しました。このため、ファンドは平成29年8月25日付で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

平成29年8月25日(早期償還日)

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

本ファンドの運用資産残高が減少したことに伴い、本ファンドが行う債券投資から得ることができるインカム収入に比べて運営維持に係る費用が相対的に高くなり、今後受益者の皆さまに適切なリターンを提供することが困難になったため、管理会社は、受託会社との協議の上、平成29年8月25日をもって本ファンドを繰上償還することを決定いたしました。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社作成の平成29年7月19日付書面により、日本における販売会社に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状